

青森地方気象台 非常勤職員募集【障害者求人】

青森地方気象台では、障害者を対象とした非常勤職員を下記のとおり募集しています。

【勤 務 先】 青森地方気象台（２階）

【勤 務 地】 青森市花園一丁目 17 番 19 号
（青森市営バス 栄町一丁目バス停 徒歩約 10 分）

【募集人員】 1 人

- 【応募資格】
1. 高卒以上で、障害者手帳等をお持ちの方。
 - （１）身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - （２）都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
 - （３）精神障害者保健福祉手帳

2. 基本的なパソコンの操作（Word、Excel 等）ができる方。

なお、次に該当する方は応募できませんので、ご了承下さい。

- （１）日本国籍を有しないもの
- （２）国家公務員法第 38 条の規定に該当する者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わらせるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- （３）平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

【業務内容】 1. 庶務関係業務（電話対応、出勤簿等整理、文書整理作成、資料作成補助、新聞記事の切抜き、シュレッター作業、ウイルス感染予防作業（ド

アノブ、手摺等の消毒))

2. 郵便物の集配業務（外に出る作業）
 3. 刊行物の管理、図書の整理
 4. 露場管理補助（草刈り）及び敷地内の除雪（外に出る作業）
 5. 調査報告業務（書類確認、パソコンデータ入力、メール報告）
 6. その他指示する事務補助
- ※ 具体的な仕事内容は、経験や障害に応じて配慮しますのでご相談下さい。
- ※ 採用者の適正及び承認が得られた場合は官用車使用機会あり

【任用期間】 令和3年4月1日～令和4年3月31日

- ※ 任用予定期間後、勤務成績が良好など一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。年度契約
（公募によらない再採用は、連続2回まで可）

【勤務日】 月曜日から金曜日（休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

【勤務時間】 8時30分～17時15分（休憩時間：12時～13時）
・原則、超過勤務なし。

【休暇等】 年次休暇等の制度有り。

- ※ 採用日から6箇月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合、次の1年間に10日の年次休暇（有給）を取得可。

- ※ 年次休暇以外の休暇として事情に応じた有給・無給の特別休暇有り。主な休暇は以下のとおり。

有給休暇：公民権行使、官公署出頭、忌引、現住居の滅失等、災害等による出勤困難、災害等による危険回避、結婚休暇、夏季休暇

無給休暇：私傷病、妊娠疾病、生理日の就業困難、公務上傷病、骨髄等ドナー、産前、産後、保育時間、子の看護休暇、短期介護、介護休暇、介護時間

【給与等】 1.月例給与

日給：7,310円～9,610円／日（1日7時間45分勤務の場合）

〔日給は、学歴・経験年数により、決定します〕

（ただし、法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定（増額または減額）する場合があります。）

通勤手当：雇用期間に応じ、当方の規程に定める通用期間に係る定期券等の額（限度額 55,000円）

超過勤務手当：25%等の所定の率を割り増した1時間当たりの給与額に超過勤務時間数を乗じた額

支給日は、毎月8日（土日等の場合は前倒し）

（注）給与期間は月の初日から末日までの間の実績に基づき翌月払いのため、4月から勤務を開始した場合、最初の給与支給日は5月7日。

（本来は8日ですが、今年は土曜日のために前日支給）

2. 賞与

勤務実績に応じて期末手当に相当する給与及び勤勉手当に相当する給与を支給。支給日は、6月30日及び12月10日（土日等の場合は前日）。

（ただし、法令の改正等があった場合、常勤職員に準じて改定（増額または減額）する場合があります。）

3. 退職手当

7時間45分を勤務（休暇を含む。）した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えた場合、退職時に退職手当を支給。

4. その他

1から3までの給与等からは、所得税や社会保険料等を控除。

給与等の支払いは、支給日に口座振込。

【社会保険】 1. 社会保険

1週間の勤務時間が20時間以上の場合は、全国健康保険協会管掌健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険」という。）の被保険者に該当。なお、1日の勤務時間7時間45分を勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えた場合は、国家公務員共済組合の組合員に該当し、組合員の資格取得と同時に社会保険の被保険者としての資格を喪失。

2. 雇用保険

1週間の勤務時間が20時間以上の場合は、雇用保険の被保険者に該当。なお、1日の勤務時間7時間45分を勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えると退職手当の支給対象に該当し、雇用保険の被保険者としての資格を喪失。

【災害補償】 公務災害及び通勤災害による負傷等は、国家公務員災害補償法に基づく補償の対象に該当。

【服務規律等】 国家公務員として業務に従事するため、職務遂行に当たっては国家公務員法等に定める義務等（サービスの根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に

専念する義務及び政治的行為の制限等）を遵守。

【必要書類】 履歴書（顔写真貼付）1通 〔任意様式〕

職務経歴書

障害者手帳等（面接時持参）

※履歴書には障害名、等級、配慮事項等を記入してください。

業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況や配慮事項等を可能な範囲で応募書類にご記入ください。

支援機関を利用している方は、詳細に応募書類にご記入ください。

選考結果は、郵送にてお知らせしますが、応募書類一式は責任をもって廃棄します。

採用が決まりましたら、高校及び大学の卒業証明書、職歴証明の提出をお願いすることになります。

【選考方法】 書類選考のうえ、面接及び実技試験（PC操作：基本的なWord、Excelでの入力作業）を実施し、採用者を決定します。

【応募方法】 必要書類を令和3年2月22日（月）17時必着にて応募先まで送付してください。（持込可）

なお、応募者状況により、上記期間前に締切りする場合があります。

応募締切後、書類選考合格者には、面接日時・場所を連絡します。

（面接予定日 2月24日（水））

なお、支援機関を利用している方は、面接時に支援者の同席が可能です。

【応募先】 〒030-0966 青森市花園一丁目17番19号
青森地方気象台 業務・危機管理官 担当：新谷（あらや）
TEL：（017）741-7412

【その他】 ・採用に関して知り得た個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に管理します。

・庁舎設備等
エレベータ：無 、車椅子移動：不可 、出入り口段差：無
点字表示：無 、階段手すり：有（両側）
障害者用トイレ：有（洋式 1Fのみ） 、マイカー通勤可

・採用日から1箇月間は、条件付採用期間となります。その間の勤務成績が良好なときに正式採用になります。